

○総務省告示第百五十五号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一号中

116	岩手県盛岡市、岩手郡（雫石町及び滝沢村に限る。）、紫波郡	19	C D E
-----	------------------------------	----	-------

を

116	岩手県滝沢市、盛岡市、岩手郡雫石町、紫波郡	19	C D E
-----	-----------------------	----	-------

に

162	新潟県燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、	256	D E
-----	--	-----	-----

	<p>白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋を除く。)、新潟市西蒲区(打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ヶ島、三ツ門、門田及び六部を除く。)、長岡市(赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊碓田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鱈口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。)、西蒲原郡</p>		
163	<p>新潟県加茂市、燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上児木、勘新、蔵関、小池、小池新町、小関、小高、小中川、小古津新、小牧、桜町、佐渡、三王渕、下児木、新栄町、新</p>	256	D E

地

	生町、水道町、杉名、杉柳、関崎、柚木、舘野、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、又新、松橋、南、柳山、横田及び四ツ屋に限る。）、三条市、南蒲原郡		
--	--	--	--

162	新潟県燕市（秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上兎木、勘新、蔵関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下兎木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、柚木、舘野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋を除く。）、新潟市西蒲区（打越、姥島、潟浦新、上小吉、高野宮、河間、五之上、小吉、道上、中之口、長場、羽黒、針ヶ曾根、東小吉、	256	D E
-----	---	-----	-----

	東中、東船越、福島、真木、巻大原、牧ヶ島、三ツ門、門田及び六部を除く。)、長岡市(赤沼、大沼新田、小沼新田、下沼新田、寺泊小豆曾根、寺泊有信、寺泊入軽井、寺泊岩方、寺泊木島、寺泊北曾根、寺泊五分一、寺泊下桐、寺泊下中条、寺泊新長、寺泊高内、寺泊竹森、寺泊田尻、寺泊敦ヶ曾根、寺泊当新田、寺泊中曾根、寺泊砦田、寺泊万善寺、寺泊平野新村新田、寺泊蛇塚、寺泊町軽井、寺泊求草、寺泊矢田、寺泊鰐口、中条新田、中之島西野及び真野代新田に限る。)、西蒲原郡		
163	新潟県加茂市、燕市(秋葉町、井土巻、大関、大船渡、大曲、上兒木、勘新、蔵関、小池、小池新町、穀町、小関、小高、寿町、小中川、小古津新、小牧、幸町、桜町、佐渡、三王渕、下兒木、新栄町、新生町、新町、水道町、杉名、杉柳、関崎、杣木、舘野、中央通、長所、長所乙、長所甲、次新、燕、道金、殿島、中川、仲町、長渡、二階堂、灰方、白山町、八王寺、花園町、花見、東太田、日之出町、物流センター、本町、	256	D E

27

	又新、松橋、南、宮町、柳山、横田及び四ツ屋に限る。)、 三条市、南蒲原郡		
--	---	--	--

263	東京都大島町、神津島村、利島村、新島本村	4992	E
-----	----------------------	------	---

263	東京都大島町、神津島村、利島村、新島村	4992	E
-----	---------------------	------	---

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、 黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町及び黒瀬松ヶ丘に限る。)	823	D E
-----	--	-----	-----

453	広島県江田島市、呉市、東広島市（黒瀬学園台、黒瀬春日野、 黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、 黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒 瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津 江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳 国、黒瀬檜原北、黒瀬檜原西、黒瀬檜原東及び黒瀬松ヶ丘に	823	D E
-----	---	-----	-----

	限る。)		
--	------	--	--

455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	82	C D E
-----	---	----	-------

455	広島県東広島市（安芸津町、黒瀬学園台、黒瀬春日野、黒瀬切田が丘、黒瀬桜が丘、黒瀬町市飯田、黒瀬町大多田、黒瀬町小多田、黒瀬町兼沢、黒瀬町兼広、黒瀬町上保田、黒瀬町川角、黒瀬町切田、黒瀬町国近、黒瀬町菅田、黒瀬町津江、黒瀬町乃美尾、黒瀬町丸山、黒瀬町南方、黒瀬町宗近柳国、黒瀬檜原北、黒瀬檜原西、黒瀬檜原東及び黒瀬松ヶ丘を除く。）	82	C D E
-----	--	----	-------

607	熊本県熊本市（南区（城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、	96	C D E
-----	--	----	-------

セ

シ

長

	城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。)を除く。)、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡			
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	964	D E	地

607	熊本県熊本市(南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南	96	C D E	
-----	---	----	-------	--

	町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。)を除く。)、合志市、阿蘇郡西原村、上益城郡(山都町を除く。)、菊池郡		
608	熊本県宇城市、宇土市、上天草市大矢野町、熊本市南区(城南町赤見、城南町阿高、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町さんさん、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町陳内、城南町高、城南町千町、城南町築地、城南町塚原、城南町永、城南町丹生宮、城南町東阿高、城南町藤山、城南町舞原、城南町宮地、城南町六田及び城南町鰐瀬に限る。)、下益城郡、八代郡氷川町(高塚及び吉本に限る。)	964	D E

」

改め、回報する旨「平成25年3月31日」と「平成26年3月31日」と記載する。

附 則

この世帯は、公布の日から施行する。